

愛知県 職員給与等の公表(令和6年4月1日現在)

目 次

1 総括

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) ラスパイレス指数の状況
- (4) 給与改定の状況
- (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について
- (6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
- (2) 代表的な職種の初任給の状況
- (3) 代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

3 職員の級別職員数等の状況

- (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況
- (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職)
- (3) 昇給への人事評価の活用状況

4 職員の手当の状況

- (1) 期末手当・勤勉手当
- (2) 退職手当
- (3) 地域手当
- (4) 特殊勤務手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) その他の手当

5 特別職の報酬等の状況

6 職員数の状況

- (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由
- (2) 年齢別職員構成の状況
- (3) 職員数の推移

7 公営企業職員の状況

- (1) 水道事業
- (2) 工業用水道事業
- (3) 用地造成事業
- (4) 病院事業

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A 千円	実質収支	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和4年度の人件費率 %
令和5年度	人 7,500,882	2,547,795,499	57,662,657	587,873,735	23.1	21.1

備考 人件費は、普通会計決算における事業費支弁分を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

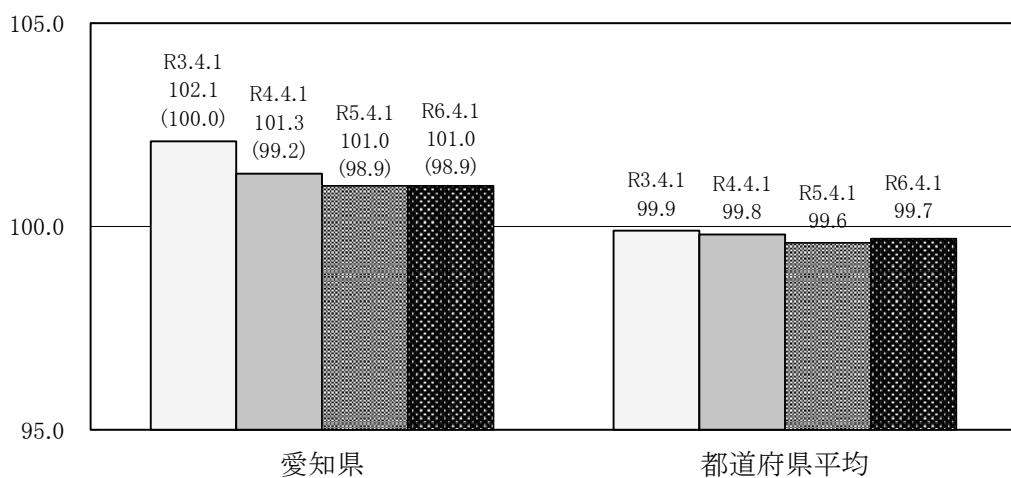
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B 千円		
令和5年度	人 63,560	271,283,040	69,254,410	114,529,986	455,067,436	7,160	6,872

備考 1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

2 給与費は、普通会計決算における事業費支弁分を含みます。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



備考1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出。)

3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、
③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

県内の民間給与水準が高い傾向にあるため、都道府県平均よりも高い水準となる傾向にある。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 392,525	円 381,302	円 11,223 (2.94%)	% 2.94	% 2.94	% 2.76

備考 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定期数)		
令和6年度	月 4.62	月 4.50	月 0.12	月 0.10	月 4.60	月 4.60

備考 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国家公務員との均衡を図るために給料と地域手当の配分を是正するとともに、国の見直し内容(世代間の給与配分の見直し)を踏まえ、平均3.5%引き下げた。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施することとした。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施した。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び愛知県の支給割合)

(支給割合)

国基準の支給割合(行政職員ベース)を超えない範囲内で、平成30年度までに段階的に10.5%まで引き上げた。

(実施時期)

平成27年4月1日

(参考)

	平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	令和2年度 ※
		4月1日時 点	遡及改定後	4月1日時 点	遡及改定後	4月1日時 点	遡及改定後		
国基準による支給割合	8.1%	9.0%	9.9%	10.86%	10.86%	10.7%	10.7%	10.76%	8.58%
愛知県の支給割合	6.5%	8.5%	8.9%	9.3%	9.5%	10.0%	10.2%	10.5%	8.5%

※国基準による支給割合(全職員ベース)を超えない範囲内とするため、令和2年度に、地域手当の支給割合を引き下げた。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

本県では、厳しい財政状況に鑑み、令和6年度は次のとおり給与抑制を実施しました。

特別職

区分	抑 制 内 容
知 事	給料 △20%
副 知 事	給料 △3%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
愛知県	41.5 歳	324,046 円	430,566 円	377,192 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
愛知県	52.3 歳	160 人	302,882 円	367,255 円	340,299 円
うち学校給食員	60.0 歳	9 人	266,167 円	294,789 円	288,791 円
うち用務員	57.7 歳	40 人	324,943 円	371,935 円	361,493 円
うち自動車運転手	52.1 歳	12 人	319,525 円	470,063 円	372,763 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円

【参考】

区分	民間①			参考	民間②			参考	参考			
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		A/B	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(C)	年収ベース(試算値)の比較	公務員(D)	民間②(E)	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	—	— 歳	— 円	—	調理士	42.6 歳	287,700 円	1.02	4,590,484 円	3,797,800 円	1.21	
うち学校給食員	—	— 歳	— 円	—	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.52	5,935,122 円	3,297,300 円	1.80	
うち用務員	用務員	— 歳	— 円	—	用務員	61.0 歳	256,200 円	1.83	7,254,661 円	3,527,300 円	2.06	
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	43.1 歳	336,231 円	1.40	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 1 民間データ①は、愛知県人事委員会が行った「令和6年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用しています。
職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する職員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いています。

- 2 民間データ②は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、臨時労働者(常用労働者に該当しない日々又は1か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の労働者)が含まれています。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではありません。
また、雇用形態について、民間データ②には日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1月に18日以上雇用された者など、いわゆる非正規雇用の者も含まれています。
- 4 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間②(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です(民間①については、前年に支給された年間賞与の額が公表されていないため試算していません。)。

③ 高等・特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛知県	42.5 歳	373,215 円	443,861 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛知県	39.3 歳	356,904 円	417,661 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

(5) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
愛知県	39.4 歳	346,210 円	475,988 円	397,644 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

備考 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 代表的な職種の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	愛知県		国	
一般行政職	大学卒	207,300 円	総合職	200,700 円
	高校卒	175,000 円	一般職	196,200 円
技能労務職	高校卒	163,300 円	—	—
	中学卒	150,600 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	231,500 円	—	—
	高校卒	187,800 円	—	—
小・中学校教育職	大学卒	231,500 円	—	—
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	236,600 円	総合職	230,400 円
	高校卒	199,600 円	一般職	227,600 円
			一般職	191,800 円

備考 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給です。

(3) 代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,225 円	366,746 円	390,647 円
	高校卒	241,606 円	316,060 円	335,205 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	332,895 円	415,656 円	437,005 円
	高校卒	266,344 円	316,888 円	374,088 円
小・中学校教育職	大学卒	330,292 円	405,221 円	425,082 円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	295,505 円	390,458 円	420,146 円
	高校卒	274,554 円	362,068 円	398,806 円
				419,579 円

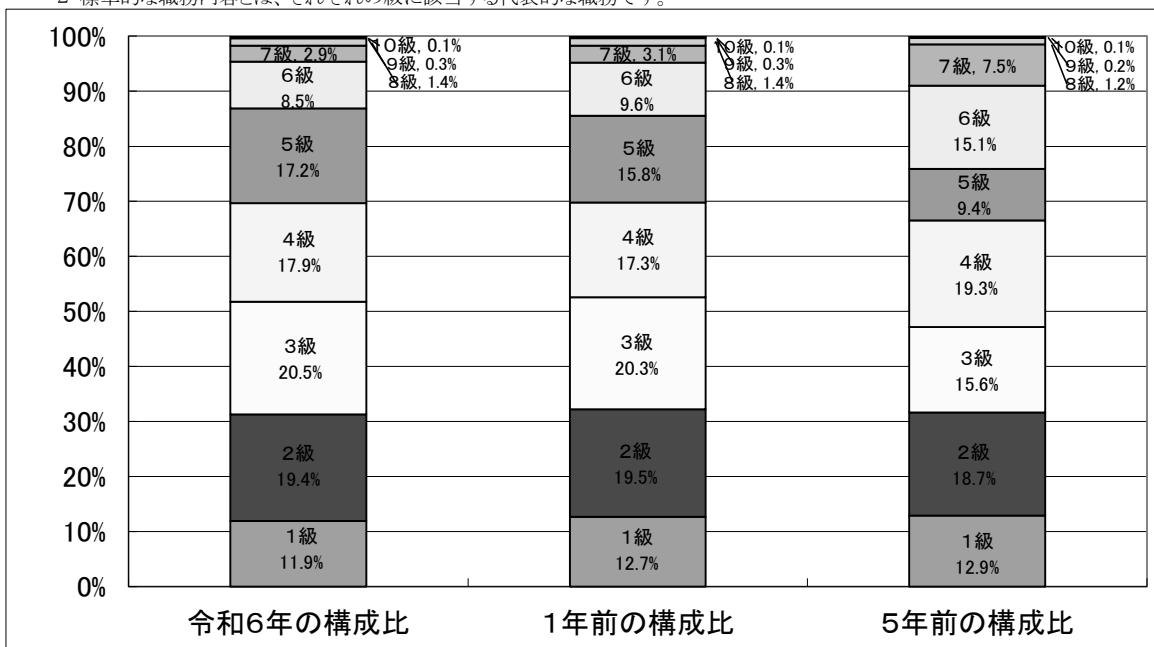
3 職員の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

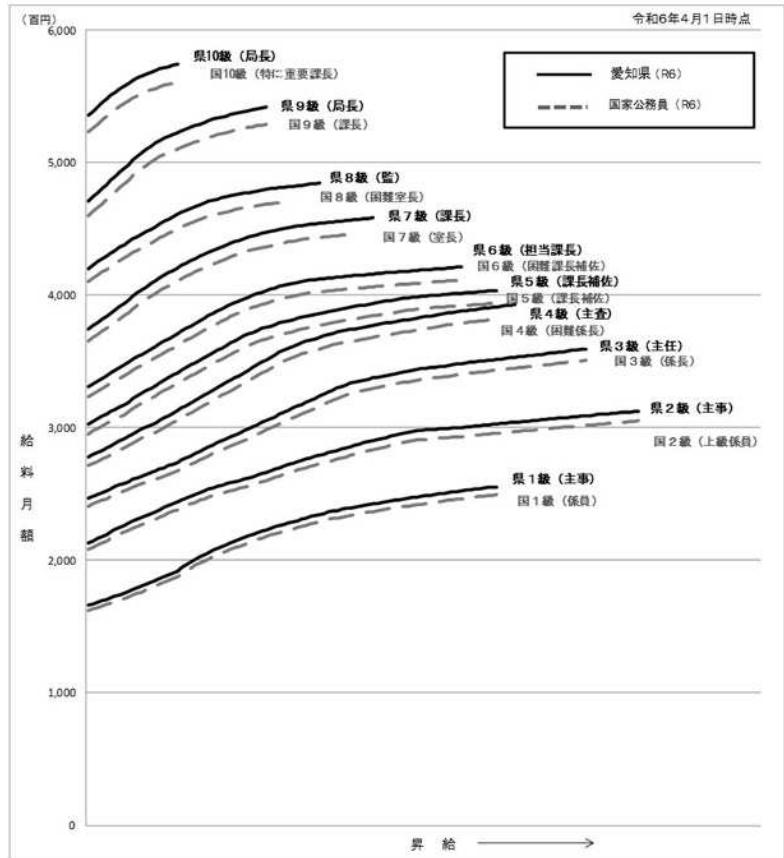
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
10級	局長	人 9	% 0.1	円 535,700	円 574,400
9級		人 28	% 0.3	円 470,900	円 541,600
8級	部長	人 135	% 1.4	円 420,100	円 484,400
7級	課長	人 285	% 2.9	円 374,300	円 458,200
6級	担当課長	人 836	% 8.5	円 330,900	円 421,200
5級	課長補佐	人 1,694	% 17.2	円 302,500	円 403,500
4級	主査	人 1,761	% 17.9	円 278,100	円 392,800
3級	主任	人 2,015	% 20.5	円 246,700	円 359,400
2級	主事、技師	人 1,905	% 19.4	円 213,000	円 312,500
1級		人 1,174	% 11.9	円 166,000	円 255,400

備考 1 愛知県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職)(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(愛知県)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

愛 知 県	国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円	—	
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

備考 ()内は、暫定再任用職員に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(愛知県)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○ ○
上位、標準の成績率		○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県	国	
(支給率) 自己都合 効獎・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 2,647 千円 23,216 千円		

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「効獎・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	23,507,125 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	372,431 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	48 人	20 %
医師	16 %	70 人	16 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
刈谷市、豊田市、日進市	8.5 %	6,061 人	16 %
名古屋市、豊明市	8.5 %	15,040 人	15 %
西尾市、知多市、知立市、清須市、みよし市、長久手市	8.5 %	4,722 人	10 %
岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、稻沢市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町	8.5 %	22,848 人	6 %
豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町	8.5 %	11,901 人	3 %
その他の県内市町村	8.5 %	2,971 人	0 %
宮城県仙台市	6 %	1 人	6 %
岐阜県岐阜市	6 %	1 人	6 %
石川県金沢市	3 %	7 人	3 %
上記以外の市町村	0 %	15 人	0 %
平均 支 給 割 合	8.5 %	—	8.55 %

備考 1 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

2 「平均支給割合」は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている職員に当てはめて加重平均し算出した率です。

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	3,033,113 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	117,942 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	40.7 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)	18手当

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

● 具体的な特殊勤務手当の種類（別紙「特殊勤務手当一覧表」）

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	14,106,702 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	576 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	13,938,940 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	569 千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	—	6,224,541 千円	257,266 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額－16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額－27,000円) ×1／2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	—	4,588,338 千円	316,852 円
初任給調整手当	ア 【医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に支給】 252,400円 (麻酔科医 416,600円) イ 【医師又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前記アに掲げる職を除く)に採用された職員に支給】 51,600円 ウ 【獣医師】 30,000円 (支給期間はア、イ 35年、ウ 15年で、一定期間経過後、1年経過するごとに一定額を減じて支給)	異	獣医師には支給していない	122,279 千円	653,898 円
通勤手当	ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	異	交通機関の運賃 上限55,000円／月 自動車等 距離区分に応じて 2,000円 ～31,600円	7,074,894 千円	126,908 円
単身赴任手当	【異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動後の公署に通勤することが基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常例とする職員に支給】 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員は、交通距離に応じ8,000円～70,000円加算)	同	—	87,056 千円	494,636 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～146,400円	—	—	3,709,214 千円	875,021 円
特地勤務手当	【離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4／100～12／100	同	—	10,211 千円	129,253 円
～ぎ地手当	【交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校等並びにこれらに準ずる地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4／100～12／100	—	—	28,613 千円	173,412 円

定時制通信 教育手当	【定時制の課程又は通信制の課程を置く高 等学校に勤務する教育職員に支給】 給料月額に7／100(管理職手当受給者 4／100)を乗じて得た額	—	—	138,828 千円	307,823 円
産業教育手当	【農業、水産又は工業に関する課程を置く 高等学校に勤務する教育職員に支給】 給料月額×7／100(定時制通信教育手 当を受ける者にあつては、3／100)	—	—	287,935 千円	324,983 円
義務教育等 教員特別手当	【義務教育諸学校、高等学校等に勤務する 教育職員に支給】 適用給料表、職務の級及び号給に応じ 2,000円～8,000円	—	—	2,317,783 千円	62,619 円
農林漁業 普及指導手当	【農業、林業又は水産業の普及指導員で 要件に該当する職員に支給】 給料の月額×8／100(上限25,000円)	—	—	52,031 千円	265,464 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職 員に支給】 一般的宿日直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、 50／100を乗じた額	異	特殊な業務 6,100円～7,400円 常直 22,000円 他は同じ	393,155 千円	201,825 円
管理職員 特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は 緊急の必要等により、週休日等又は 平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、 勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える 場合は、150／100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	異	ア 6,000円 ～18,000円 イ 3,000円 ～6,000円	22,906 千円	313,781 円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後十時から翌 日の午前五時までの間に勤務すること を命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの 給与額×25／100	同	—	1,644,070 千円	170,688 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの 給与額×135／100	同	—	745,152 千円	188,694 円
寒冷地手当	【11月～3月の初日に寒冷地に在勤する 職員に支給】 ア 世帯主で扶養親族のある職員 …19,800円～29,400円 イ ア以外の世帯主である職員 …11,400円～16,200円 ウ ア・イ以外の職員…8,200円～11,500円	同	—	0 千円	— 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したもの(令和5年4月の支給職員がいない場合は「—」)です。

参考 特殊勤務手当一覧表

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所で主として賦課徴収、滞納処分業務に従事する者(管理職手当受給者除く)	賦課徴収、滞納処分の業務	月額 18,000 円
	税務職員(主として県税の賦課徴収、滞納処分業務に従事する者を除く。)	在勤公署を離れて行う賦課徴収、滞納処分、犯則事件の調査の特に困難な業務	日額 1,400 円
		賦課徴収業務のうち、相手方と直接接して行う困難な業務	日額 700 円
取締業務手当	防災安全局消防保安課、東三河総局、県民事務所の職員 警察職員(火薬取締業務のみ)	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく保安検査業務等	日額 260 円
	環境局、東三河総局、県民事務所、環境調査センターの職員	法に基づく公害取締のための立入検査業務等	日額 290 円
	東三河総局、県民事務所の職員	浄化槽検査のための汚物採取業務	日額 270 円
	保健医療局の麻薬取締員	司法警察員としての麻薬取締業務	日額 750 円
	農業水産局水産課の職員	海上で行う漁業取締業務	日額 550 円
実技訓練指導手当	農業大学校の職員(管理職手当受給者除く)で農業の実習指導の業務に常時従事するもの	常時従事する農業の実習指導の業務	月額 23,000 円
	消防学校の職員	消防操法、消防救助操法の指導業務	日額 360 円
社会福祉業務手当	福祉相談センター又は児童相談センターの保健師	児童若しくはその保護者若しくはこれに準ずる者、親族若しくは同居人、通告者又は妊娠婦等に接して行う専門的な相談、調査又は指導の業務	日額 950 円
	福祉相談センターの知的障害者福祉司(給料調整額受給職員を除く)	知的障害者等又はその保護者若しくは親族に接して行う相談、調査又は指導の業務	日額 600 円
	福祉相談センターの身体障害者福祉司(給料調整額受給職員を除く)	身体障害者等又はその保護者若しくは親族に接して行う相談、調査又は指導の業務	
	福祉相談センターの心理判定員(給料調整額受給職員を除く)	知的障害者等若しくは身体障害者等又はこれらの保護者若しくは親族に接して行う判定、相談、調査又は指導の業務	日額 430 円
	福祉相談センターの看護師(給料調整額受給職員を除く)	身体障害者等又はその保護者に接して行う医学的判定若しくは補装具の処方若しくは適合判定を補助する業務又は相談の業務	
	福祉相談センターの相談員(給料調整額受給職員を除く)	障害者等若しくはこれらの保護者、親族若しくは同居人又は障害者等を支援する者に接して行う当該障害者等に係る専門的な相談、指導又は助言の業務	
	愛知県医療療育総合センター療育支援センター地域支援課の相談員、保健師、看護師、生活指導員及び保育士(給料調整額受給職員を除く)		
	保健医療局健康医務部医務課、保健所、精神保健福祉センターの職員	精神保健福祉に関する調査、診察、援助業務等	日額 300 円 (医(三)適用者 260 円)
防疫検査手当	保健医療局各課、保健所、医療療育総合センター、衛生研究所、児童相談センターの職員(医(一)適用職員を除く)	感染症の病原体を有する者等の救護や、病原体の付着した物件等の処理の業務	日額 290 円
	保健所、衛生研究所の職員	感染症の病原体検索の試験検査、ふん便検査等の業務	

	支給対象作業に従事する職員	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの病原体汚染区域内で行う家畜の処理等の作業	日額380円 (人事委員会が特別な事情があると認める場合にあっては100分の100加算)
	農業水産局農政部畜産課の職員	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外の家畜伝染病に係る防疫の作業	日額290円 (人事委員会が特別な事情があると認める場合にあっては100分の100加算)
	家畜保健衛生所の獣医師	牛海綿状脳症に係る検査のための検体採取の作業	日額290円
危険物取扱手当	保健所、医療療育総合センター中央病院の診療放射線技師等	エックス線等照射の業務	日額350円
	上記以外の職員	治療、検査又は試験研究で放射線を使用する業務 (月100マイクロシーベルト以上被ばく)	
	保健所、各種研究所等の職員、肥料検査員	毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等	日額270円 (呼吸用保護具使用290円)
	警察職員	爆発物等の処理作業	1回5,200円
		毒物等の危険物のある区域内での見分等の作業	日額250円
		サリン等の特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円 (心身に著しい負担を与える作業4,600円)
		サリン等の特殊危険物質等による被害発生の危険がある区域内の作業	日額250円
		夜間の緊急呼出により公署を離れて行う爆発物等の処理等の作業(管理職手当受給職員を除く)	1回1,240円 (加算)
動物処理手当	保健医療局、保健所、衛生研究所のと畜検査員	とさつ検査等	日額750円
	農業総合試験場の職員	と畜を処理する作業	
	保健医療局、動物愛護センターの狂犬病予防員	狂犬病の予防のための犬の検診又は捕獲の作業	日額290円
	畜産総合センターの職員	成牛、成豚を管理する作業	日額230円
深夜特殊業務等手当	防災安全局消防保安課防災航空担当の職員	防災業務で深夜に行われる業務	1回410~1,100円
	保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室の職員	精神保健福祉に関する通報の受付等の業務	
	西三河農林水産事務所(用水管理課岩倉管理所又は細川管理所)の職員	取水作業等で深夜に行われる作業	
	警察職員	捜査等で深夜に行われる業務	
	医療療育総合センター、西三河福祉相談センター、春日井児童相談センター又は愛知学園の看護師、准看護師、看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員が行う看護、介護等で深夜に行われる業務	看護師、准看護師が行う看護、介護等の業務で深夜に行われる業務	1回2,150~7,300円
	医療療育総合センター、西三河福祉相談センター又は愛知学園の看護師、准看護師、看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員が行う看護、介護等で深夜に行われる業務	看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員が行う看護、介護等で深夜に行われる業務	1回1,300~4,400円
死体処理手当	警察職員(検視官)	死体検視等の作業	1体3,200円
	警察職員(検視官以外)	死体の処理、解剖補助の作業等	1体1,600円 (解剖補助及び異常死体等の場合3,200円)
	支給対象作業に従事する職員	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するため、死体の取扱いに関する作業(警察職員について上記の作業を除く)	1日2,000円以内 (心身に著しい負担を与える作業の場合100/100以内)

			の加算)
特殊現場 作業手当	衛生研究所、三谷水産高校実習船に乗船する職員	-20°C以下の貯蔵室等の室内における業務・作業	日額 270 円
	あいち産業科学技術総合センターの職員	鋳鉄溶解作業等(3 h 以上従事)	
	農業総合試験場の職員	温室等の室内における作業等(30°C、湿度 90%以上、4 h 以上従事)	
	三谷水産高校実習船に乗船する職員	機関室内における作業(40°C以上、2 h 以上従事)	
	畜産総合センターの職員	不整地又は傾斜地で大型、小型特殊自動車を運転して行う作業	日額 270 円
	水産試験場、三谷水産高校実習船に乗船する職員、警察本部警備部機動隊(潜水隊員)	潜水器具を着用して行う作業	時間 310 円 (潜水深度 20 メートルを超える場合 780 円)
		水温が10°C以下の場合においてウェットスーツを着用して行う作業	上記の額に 150/100 を乗じて得た額
	建設局、建設事務所その他特定課室の職員	10 メートル以上の高所の不安定な足場で行う作業	日額 220 円 (30 メートル以上の高所作業の場合 520 円)
	建設事務所、港務所の職員	橋脚の基礎工事等において、水面下 4 メートル以上の深所で行う作業	日額 220 円
	建設事務所の職員	空気が圧搾された状態において行う工事指導監督	時間 210 円 (気圧が 0.2 メガパスカル以上の場合 560 円)
用地交渉等 手当	建設事務所、農林水産事務所の職員	トンネルの坑内で行う作業	日額 560 円
	建設事務所の職員	供用中の流域下水道の管渠内で行う作業	日額 270 円
	建設局、建設事務所、その他特定課室の職員	用地の取得、補償等に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
	都市・交通局航空空港課の職員	漁業権等の消滅、補償に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
	建設局特定課室、建設事務所、その他特定課室の職員	県有地又は道路等の境界確認に関して現地で交渉する業務	日額 1,000 円
災害応急作業 等手当	建設局公共建築部公営住宅課、建設事務所の職員	事業施行に伴って生じる損失補償に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
		県営住宅建替等に関し入居者と面接して交渉する業務	日額 1,000 円
	警察職員	重大な自然災害時に河川、道路、港湾等を巡回して監視する作業 重大な自然災害時に河川、道路、港湾等で行う応急作業等 重大な自然災害又は事故災害時に災害警備、遭難救助等の作業に従事したとき	日額 710 円 (大規模災害の場合、1,080 円) (夜間作業 50/100 加算) 日額 1,080 円 (夜間作業 50/100 加算) 日額 840 円 (大規模災害の場合、1,080 円) (夜間作業 50/100 加算 危険区域等 100/100 加算 ※同一日に両加算に係る作業に従事した場合は、危険区域等加算のみ)

	支給対象作業に従事する職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710 円（大規模災害の場合、1,080 円） (深夜作業 50/100 加算)
	支給対象作業に従事する職員	原子力緊急事態宣言があった場合で人事委員会が定める区域において行う作業	日額 40,000 円以内
	支給対象作業に従事する職員 (東日本大震災に対処するための特例)	東日本大震災に対処するために帰還困難区域等において行う作業	日額 660 円～13,300 円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教諭等（給料調整額・管理職手当受給者除く）	二つの学年の児童又は生徒で編制される学級の授業又は指導の業務	日額 300 円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教(一)の1級・2級、教(二)の1級～特2級の職員	非常災害時における緊急の児童、生徒の保護又は防災、復旧の業務	日額 8,000 円 (甚大な非常災害時 16,000 円)
		児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の救急業務	日額 7,500 円
		児童、生徒に対する緊急の補導業務	日額 7,500 円
	修学旅行、林間学校等の行事において児童、生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を要するもの 対外運動競技等引率(宿泊を要するもの又は週休日、休日等に行うもの)	修学旅行、林間学校等の行事において児童、生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を要するもの	日額 5,100 円
		部活動等指導（週休日等又はこれら以外の相当日に行うもの）	日額 2,700 円 (3時間程度以上であるもの)
		入学試験の監督等の業務で、週休日等に行うもの	日額 900 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち教育委員会が定める主任等	教務主任、学年主任、校務主任等の業務に従事した場合	日額 200 円
警察業務手当	警察職員（私服勤務員）	犯罪の予防、捜査その他の業務	日額 560 円
	警察職員	交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締り又は警らの業務	日額 560 円
		交通取締用自動車（自二除く）又は無線自動車に乗車して行う交通取締り又は警らの業務	日額 420 円
		交通のふくそうする地域における交通の整理及び取締りの業務	日額 310 円 (高速道路で行われる場合 460 円)
	警察本部刑事部捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所勤務職員又は警察署の犯罪鑑識の業務に従事する職員	指紋、手印、写真等を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280 円 (犯罪現場で行われる場合 560 円)
	総務部留置管理課、警察署、警察本部各部の職員	留置施設等において行う看守若しくは保護の業務又は被疑者を護送する業務	日額 290 円
	地域警察官	警らの業務（パトカー使用、交通捜査業務除く）	日額 340 円
	警察本部交通部交通捜査課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署交通課、地域交通課	交通捜査業務	一般道：日額 560 円 (夜間の場合 840 円) 高速道：日額 840 円 (夜間の場合 1,260 円)
	警察職員	皇族等の警衛又は内閣総理大臣等の警護の業務（管理職手当受給者を除く）	天皇、首相等：日額 1,150 円 その他：日額 640 円
		核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備の業務	日額 640 円
		海外における犯罪捜査に関する情報収集業務（管理職手当受給者除く）	日額 1,100 円

令和6年4月1日現在

		夜間の緊急呼出により公署を離れて行う犯罪の予防、捜査その他の業務（管理職手当受給者除く）	1回1,240円 (加算)
		防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器又はクロスボウ使用犯罪現場等での業務（管理職手当受給者除く）	日額260～1,080円 (加算)
		遠隔地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の業務	日額1,100円 (夜間の場合1,650円)
航空手当	航空法に規定する技能証明を有する警察職員	ヘリコプターの操縦	時間3,600円 (公安職給料表5級以上の者5,100円)
		ヘリコプターの整備	時間2,200円
	防災安全局消防保安課の職員又は警察職員	防災の活動、警戒の作業等のためにヘリコプターに搭乗して行う作業	時間1,490円
		気象条件、地形障害等により運航が危険と認められる場合等	時間400～500円 (加算)
		飛行中のヘリコプターから降下した場合	日額870円 (加算)
国際緊急援助手当	警察職員	国際緊急援助隊として同援助活動の業務に海外の地域において従事した場合	日額4,000円 (心身に著しい負担を与える業務6,000円又は8,000円)

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		減額措置前の額		減額措置後の額
給 料	知 事	1,379,000	円	1,103,200 円
	副 知 事	1,093,000	円	1,060,210 円
報 酬	議 長	1,209,000	円	—
	副 議 長	1,064,000	円	—
	議 員	977,000	円	—
期末手当	知 事	(令和5年度支給割合) 3.4 月分		
	副 知 事			
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.4 月分		
退職手当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.57	(1期の手当額) 37,729,440 円	(支給時期) 任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.42	22,034,880 円	任期毎
	備 考			

備考 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額です。

2 上記の他、知事及び副知事については、地域手当(支給率8.5%)及び通勤手当が支給されます。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

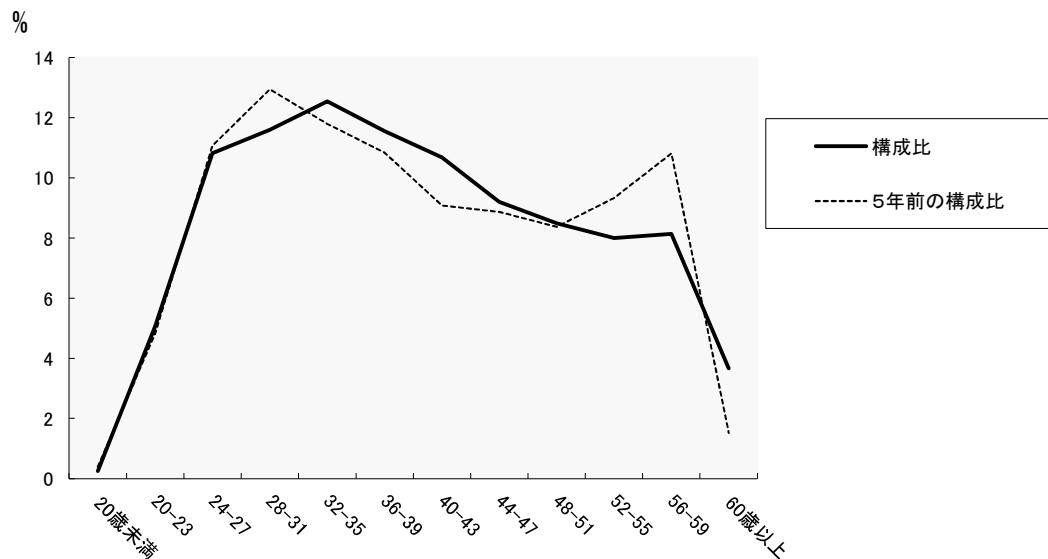
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政	議 会	63	64	+1	
		総 務	1,602	1,721	+119	アジア・アジアパラ競技大会推進業務の増
		税 务	803	790	△13	
		民 生	1,240	1,246	+6	
		衛 生	1,433	1,351	△82	新型コロナウイルス感染症対策業務の減
		労 働	202	208	+6	
		農 林 水 産	1,584	1,559	△25	豊川用水二期受託事業の減
		商 工	505	507	+2	
		土 木	1,586	1,555	△31	ジブリパーク推進事業の減
		計	9,018	9,001	△17	(参考:人口10万人当たり職員数 約120人)
教育部門	教育部門	39,560	40,075	+515	学級数の増に伴う増	
	警察部門	14,538	14,484	△54		
	小 計	63,116	63,560	+444	(参考:人口10万人当たり職員数 約847人)	
公会計企業等部門	病院事業庁	1,643	1,622	△21		
	企 業 庁	447	446	△1		
	そ の 他	116	115	△1		
	小 計	2,206	2,183	△23		
合 计		65,322	65,743	+421		
		[66,362人]	[67,060人]	[+698人]	(参考:人口10万人当たり職員数 約876人)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	20歳	24歳	24歳	28歳	28歳	32歳	32歳	36歳	36歳	40歳	40歳	44歳	44歳	48歳	48歳	52歳	52歳	56歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	166	3,326	7,109	7,627	8,245	7,600	7,020	6,049	5,583	5,258	5,353	2,407	65,743										

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	8,506	8,669	8,920	9,002	9,018	9,001	495 (+5.8%)
教育	36,976	37,015	37,098	39,147	39,560	40,075	3,099 (+8.4%)
警察	14,611	14,575	14,614	14,568	14,538	14,484	△ 127 (△0.9%)
消防							
普通会計計	60,093	60,259	60,632	62,717	63,116	63,560	3,467 (+5.8%)
公営企業等会計計	2,329	2,321	2,191	2,187	2,206	2,183	△ 146 (△6.3%)
総合計	62,422	62,580	62,823	64,904	65,322	65,743	3,321 (+5.3%)

備考 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率 % 6.3
令和5年度	31,934,234	436,289	2,143,356	6.7	

備考 資本勘定支弁職員に係る職員給与費541,212千円を含みません。

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円 6,662	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,923
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和5年度	289	1,095,945	345,534	483,920	1,925,399		

備考 1 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

2 職員数及び給与費については、任期付短時間職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

イ 特記事項

本県では、厳しい財政状況に鑑み、令和6年度は次のとおり給与抑制を実施しました。

特別職

区分	抑制内容
企業庁長	給料 △2%

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県水道事業	41.4 歳	363,484 円	568,990 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

備考 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛知県水道事業	愛知県
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,741 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%

備考 ()内は、暫定再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県水道事業			愛知県		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	346 千円	16,548 千円	1人当たり平均支給額	2,647 千円	23,216 千円

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、当該事業会計の1人当たり平均支給額は、令和5年度決算における退職手当の負担額であり、実際に職員に支給された平均額とは異なります。

2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	98,832 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	355,511 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
愛知県内	8.5 %	278 人	8.5 %

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給総額(令和5年度決算)	2,945 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	51,667 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	20.5 %		
手当の種類(手当数)	5手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道事務所の職員	毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等	日額 270円 (呼吸用保護具使用290円)
深夜特殊作業手当	水道事務所の職員	取水作業等で深夜に行われる業務	1回 410円~1,100円
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10m以上の足場が不安定な場所で次の業務を行ったとき ・測量調査作業 ・建設工事及び改良工事の監督及び検査作業 ・水道施設及び工業用水道施設の維持管理作業	日額 220円
用地交渉等手当	職員	用地の取得、補償等に関して関係者と面接して交渉する業務	日額 1,000円
災害応急作業等手当	職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710円(大規模災害の場合、1,080円) (深夜作業50/100加算)

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	84,218 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	303 千円		
支給実績(令和4年度決算)	90,884 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	320 千円		

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	-	31,628 千円	255,065 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額-16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額-27,000円) ×1/2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	-	26,431 千円	338,859 円
通勤手当	ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担しきつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	同	-	57,945 千円	217,838 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	-	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～139,300円	同	-	35,161 千円	1,098,781 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 一般の宿直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100を乗じた額	同	-	26 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	同	-	10 千円	— 円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	8,338 千円	177,404 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	5,939 千円	— 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。(令和5年4月の支給職員がいない場合は「-」)です。

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 12,434,138	千円 1,962,623	千円 676,564	% 5.4	% 5.4

備考 資本勘定支弁職員に係る職員給与費145,318千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				(参考)都道府県平均 一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 94	千円 277,294	千円 89,594	千円 80,143	千円 447,031	千円 4,756	千円 6,341

備考 1 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

- 2 職員数及び給与費については、任期付短時間職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。
- 3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県 工業用水道事業	37.8 歳	343,291 円	542,975 円
団体平均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円

備考 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

- 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛知県工業用水道事業	愛知県
1人当たり平均支給額(令和5年度) 853 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%

備考 ()内は、暫定再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県工業用水道事業			愛知県		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	88 千円	7,114 千円	1人当たり平均支給額	2,647 千円	23,216 千円

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、当該事業会計の1人当たり平均支給額は、令和5年度決算における退職手当の負担額であり、実際に職員に支給された平均額とは異なります。

2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	25,148 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	267,532 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都特別区	20.0 %	1 人	20.0 %
愛知県内	8.5 %	93 人	8.5 %

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給総額(令和5年度決算)	1,162 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	89,385 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	13.8 %		
手当の種類(手当数)	5手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道事務所の職員	毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等	日額 270円 (呼吸用保護具使用290円)
深夜特殊作業手当	水道事務所の職員	取水作業等で深夜に行われる業務	1回 410円~1,100円
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10m以上の足場が不安定な場所で次の業務を行ったとき ・測量調査作業 ・建設工事及び改良工事の監督及び検査作業 ・水道施設及び工業用水道施設の維持管理作業	日額 220円
用地交渉等手当	職員	用地の取得、補償等に関して関係者と面接して交渉する業務	日額 1,000円
災害応急作業等手当	職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710円(大規模災害の場合、1,080円) (深夜作業50/100加算)

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	23,404 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	249 千円		
支給実績(令和4年度決算)	25,962 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	282 千円		

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	-	7,396 千円	189,641 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額-16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額-27,000円) …×1/2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	-	8,254 千円	275,133 円
通勤手当	ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	同	-	14,781 千円	162,429 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	-	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～139,300円	同	-	7,144 千円	893,000 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 一般的宿日直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100を乗じた額	同	-	15 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、 勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	同	-	0 千円	— 円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	2,290 千円	190,833 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	1,971 千円	— 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。(令和5年4月の支給職員がいない場合は「—」)です。

(3) 用地造成事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和5年度	千円 24,289,763	千円 4,026,441	千円 289,089	% 1.2	% 2.1

備考 資本勘定支弁職員に係る職員給与費435,790千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 70	千円 291,989	千円 93,237	千円 133,595	千円 518,821	千円 7,412	千円 6,604

備考 1 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

- 2 職員数及び給与費については、任期付短時間職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。
- 3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県 用地造成事業	45.0 歳	393,872 円	632,737 円
団体平均	46.7 歳	355,410 円	549,881 円

備考 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

- 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛知県用地造成事業	愛知県
1人当たり平均支給額(令和5年度) 2,024 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
勤勉手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%

備考 ()内は、暫定再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県用地造成事業			愛知県		
(支給率)	自己都合	勵奨・定年	(支給率)	自己都合	勵奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	6,365 千円	1人当たり平均支給額	2,647 千円	23,216 千円

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、当該事業会計の1人当たり平均支給額は、令和5年度決算における退職手当の負担額であり、実際に職員に支給された平均額とは異なります。

2 「勵奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	27,891 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	422,591 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
愛知県内	8.5 %	64 人	8.5 %

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給総額(令和5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10m以上の足場が不安定な場所で次の業務を行ったとき ・測量調査作業 ・建設工事及び改良工事の監督及び検査作業	日額 220円
用地交渉等手当	職員	用地の取得、補償等に関する業務	日額 1,000円
災害応急作業等手当	職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710円(大規模災害の場合、1,080円) (深夜作業50/100加算)

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	26,353 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	399 千円		
支給実績(令和4年度決算)	31,317 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	482 千円		

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	—	7,715 千円	266,034 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額－16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額－27,000円) ×1/2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	—	3,246 千円	295,091 円
通勤手当	ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウとともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	同	—	13,240 千円	206,875 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～139,300円	同	—	13,641 千円	1,049,308 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 一般的宿日直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100を乗じた額	同	—	37 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	同	—	10 千円	— 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	—	0 千円	— 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。(令和5年4月の支給職員がいない場合は「—」)です。

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和5年度	千円 41,166,362	千円 △ 178,601	千円 17,815,910	% 43.3	% 44.2

備考 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,692	千円 7,428,193	千円 3,075,353	千円 3,469,526	千円 13,973,072	千円 8,258	千円 7,713

備考 1 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

2 職員数及び給与費については、任期付短時間職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

イ 特記事項

本県では、厳しい財政状況に鑑み、令和6年度は次のとおり給与抑制を実施しました。

特別職

区分	抑 制 内 容
病院事業庁長	給料 △2%

②主な職種の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

ア 事務職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県病院事業	42.0 歳	360,878 円	580,472 円
団体平均	45.4 歳	328,324 円	528,274 円

イ 医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県病院事業	43.9 歳	604,413 円	1,382,433 円
団体平均	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円

ウ 看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛知県病院事業	36.5 歳	347,231 円	522,256 円
団体平均	40.1 歳	312,661 円	518,809 円

備考 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛知県病院事業	愛 知 県	
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,837 千円	1,784 千円	
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分	
(1.375) 月分 (0.975) 月分	(1.375) 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3~20%	・役職加算 3~20%	
・管理職加算 4~25%	・管理職加算 4~25%	

備考 ()内は、暫定再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県病院事業	愛 知 県	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 1,059 千円 20,886 千円	1人当たり平均支給額 2,647 千円 23,216 千円	

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、当該事業会計の1人当たり平均支給額は、令和5年度決算における退職手当の負担額であり、実際に職員に支給された平均額とは異なります。

2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	714,376 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	434,800 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師	16.0 %	306 人	16.0 %
愛知県内	8.5 %	1,362 人	8.5 %

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支 給 総 額 (令 和 5 年 度 決 算)	319,472 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	403,374 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	48.2 %		
手 当 の 種 類 (手 当 数)	7手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	精神医療センターの職員(調整額受給者を除く)	措置入院患者の護送の業務(自動車の運転業務を除く)	日額 300円
	小児センターの職員(調整額受給者を除く)	精神保健福祉に関する相談及び指導業務	日額 (医(三)適用者260円)
防疫検査手当	職員(医師を除く)	感染症の病原体汚染区域内で行う感染者の救護や物件の処理等の業務	日額 290円
	職員 (新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により生じた事態に対応するため必要な期間における特例)	新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域内で行う感染者の救護や物件の処理等の業務 病院事業庁長が定める公署において、新型コロナウイルス感染症の病原体の検索を目的として行う試験検査の業務	日額 3,000~4,000円 日額 3,000円
危険物取扱手当	診療放射線技師等	治療、検査又は試験研究で放射線を使用する業務(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実行線量が100マイクロシーベルト以上であったと認められる場合に限る)	日額 350円
	がんセンター研究所の職員	毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等	日額 270円
	がんセンター病院の薬剤師	抗がん剤の無菌調製の業務	日額 270円
深夜特殊業務等手当	医師、看護師等	診療、看護等の業務で深夜に行われる業務	1回 410円~7,300円
	医師、看護師等(管理職手当受給者を除く)	救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼されたものが、待機を依頼された期間中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行う救急医療等の業務	1回 1,620円
	小児センターの職員のうち救急科、集中治療科、麻酔科又は産科診療科に勤務する医師及び看護師(手術室に勤務する者に限る。)	救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼されたものが、待機を依頼された期間中に待機したとき。	1回 1,620円~10,000円
	医師(管理職手当受給者に限る)	正規の勤務時間以外の時間において、診療等に関する業務のうち病院事業庁長が別に定める業務	1回 (3時間超6時間以内 16,500円、6時間超 22,000円)
麻酔業務手当	医師(専ら麻酔の業務に従事する職員を除く)	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	1回 1,250円~2,500円
ワクチン接種手当	医師、看護師、薬剤師	病院事業庁長が定める公署および期間において行う、予防接種に関する予診、接種、ワクチン管理等の業務	1回 3,000円~20,000円
災害応急作業等手当	職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710円(大規模災害の場合、1,080円) (深夜作業50/100加算)

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	1,386,530 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	844 千円	
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	1,471,659 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	908 千円	

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	-	121,588 千円	244,644 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額=16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額=27,000円) ×1/2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	-	163,048 千円	312,952 円
初任給調整手当	ア 【医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に支給】 252,400円 (麻酔科医・小児集中治療科医 416,600円) イ 【医師又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前記アに掲げる職を除く)に採用された職員に支給】 252,400円 (支給期間は35年で、一定期間経過後、1年経過ごとに一定額を減じて支給)	同	-	668,654 千円	2,845,336 円
通勤手当	ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウともに、歩行により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	同	-	155,484 千円	118,963 円
単身赴任手当	【異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動後の公署に通勤することが基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給】 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員は、交通距離に応じ8,000円～70,000円加算)	同	-	0 千円	— 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	-	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～146,400円	同	-	90,223 千円	1,270,746 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 一般的宿日直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、50／100を乗じた額	異	特殊な業務 6,100円・7,400円 常直 22,000円 他は同じ	109,624 千円	468,479 円

管理職員 特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	同	-	2,119 千円	529,750 円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×25／100	同	-	115,437 千円	173,851 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135／100	同	-	18,884 千円	- 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。(令和5年4月の支給職員がない場合は「-」)です。